

議第 89 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例に基づく下呂市上下水道運営委員会並びに下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく下呂市廃棄物減量等推進審議会の委員報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後						改 正 前																	
別表（第 2 条、第 5 条関係）												別表（第 2 条、第 5 条関係）											
区分			報酬			費用弁償			区分			報酬			費用弁償								
						市内 （1 日に つ き）	市外								市内 （1 日に つ き）	市外							
教育委員会委員の項～空家等対策協議 会委員の項（略）												教育委員会委員の項～空家等対策協議 会委員の項（略）											
上下水 道運営 委員会 委員	学識経 験者	日 額	18, 000 円	（略 ）	（略 ）	上下水道運営 委員会委員			日 額	6,0 00 円	（略 ）	（略 ）											
	その他 の委員	日 額	6,0 00 円																				
有線テレビ放送番組審議会委員の項・ 地域公共交通会議委員の部（略）												有線テレビ放送番組審議会委員の項・ 地域公共交通会議委員の部（略）											
廃棄物 減量等 推進審 議会委 員	学識経 験者	日 額	18, 000 円	（略 ）	（略 ）	廃棄物減量等推 進審議会委員			日 額	6,0 00 円	（略 ）	（略 ）											
	その他 の委員	日 額	6,0 00 円																				
環境審議会委員の項～地方自治法第 174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条												環境審議会委員の項～地方自治法第 174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条											

改 正 後		改 正 前	
第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 3 号の 2 に該当する職にある者のうち、前各号 に該当しないものの項 （略）		第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 3 号の 2 に該当する職にある者のうち、前各号 に該当しないものの項 （略）	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市水道事業給水条例及び下呂市下水道条例に基づく下呂市上下水道運営委員会並びに下呂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく下呂市廃棄物減量等推進審議会の委員報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 学識経験者の報酬を追加し、それ以外の委員の報酬と区分します。

(別表関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)